

公益財団法人宮崎県環境科学協会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

制定日 平成 24 年 4 月 1 日

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人宮崎県環境科学協会（以下「この法人」という。）の定款第 18 条及び第 35 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 14 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給するものとする。

- 2 理事長の報酬は年額として支給するもの及び理事会出席等の実績として支給するものとし、合算した額を支払うことができる。
- 3 協会を退職し引き続き使用人兼務の理事となる者には、役員報酬は支給しない。
- 4 常勤役員の報酬は年額とし、理事長を除く非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 5 評議員には、定款第 18 条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の理事長及び常勤役員の年額報酬総額は別表第 1 「理事長及び常勤役員の報酬」のとおりとし、理事長及び常勤役員の報酬の具体的な額及び支払方法は、

理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表2「理事長を除く非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 3 各評議員の報酬等は、定款第18条に定める金額の範囲内において別表第3に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員及び評議員にあっては、理事会等出席後、即日支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、公益財団法人宮崎県環境科学協会職員給与規程に基づく通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表第1 役員の報酬

役 職	報 酬 額 等
理事長	年間報酬総額200万円までの範囲内
副理事長	年間報酬総額600万円までの範囲内
専務理事	年間報酬総額500万円までの範囲内

別表第2 理事長を除く非常勤役員の報酬

- ・ 理事会出席等、必要の都度、謝金として1人一日8,000円

別表第3 評議員の報酬

- ・ 評議員会出席の都度、謝金として1人一日8,000円

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎県環境科学協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。